

提 案 理 由

第 13 回 （定例会）

筑 後 市 議 会

令和 7 年 9 月 5 日

本日ここに、第13回筑後市議会定例会の開会にあたり、議員各位のご健勝をお慶び申し上げますとともに、日頃のご精励に対し、深く敬意を表する次第であります。

それでは、ただいま上程されました議案第44号から議案第62号まで及び報告第8号から報告第16号までについて、提案理由の説明を申し上げます。

議案第44号 筑後市議会議員及び筑後市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、公職選挙法施行令等の改正に伴い、選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る公費負担単価を引き上げるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第45号 筑後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、標準準拠システムにおいて、住民基本台帳に記録されていない者の宛名番号を自治体内で一元的に取り扱う事務を、国の見解に基づきマイナンバーの独自利用事務として追加するため、所要の改正を行うものであります。

議案第46号 筑後市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、人事院規則の改正に伴い、妊娠・出産等についての申出をした職員等に対し、休暇取得等に関する意向確認を義務付けるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第47号 筑後市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、部分休業の取得パターンを追加するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第48号 筑後市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、建設業法施行令の

改正に伴い、引用している条項を繰り下げるものであります。

議案第４９号 令和７年度筑後市一般会計補正予算（第３号）について申し上げます。

今回の補正予算は、１億３１２万９千円を増額し、歳入歳出予算の総額を２５７億４５５万６千円とするものであります。

歳出予算について申し上げます。

第２款 総務費の庁舎管理に要する経費は、令和６年度に一般会計で受け入れていた北牟田配水場等の落雷事故に対する災害共済金等について、水道事業会計の歳入に改めるため、負担金を計上するものであります。

還付及び加算金は、一部の法人において、法人市民税の確定申告に基づく法人税割額が予定申告納付額等を大幅に下回り、当初予算編成時に見込んでいた額に不足が生じたため、還付金及び還付加算金をそれぞれ増額するものであります。

賦課事務に要する経費は、自治体情報システムの標準準拠システム移行に伴い、連携する家屋評価システムの改修委託料を計上するものであります。

戸籍事務に要する経費は、戸籍への氏名の振り仮名記載により増加する業務に対応するため、会計年度任用職員の雇用及び戸籍情報システムの改修に必要な経費を計上するものであります。

中長期在留者住居地届出等事務に要する経費は、出入国管理及び難民認定法等の改正に伴い、在留カード等の電子媒体に住居地等を記録するため、端末購入費を計上するものであります。

市長選挙に要する経費は、国基準の改正に伴う投・開票管理者、立会人等の報酬のほか、物価高騰などに伴い、関係経費を増額するものであります。

第３款 民生費の障害者の援護に要する経費は、障害者総合支援法の改正による就労選択支援サービスの創設に伴い、システム改修委託料を計上するものであります。

介護保険特別会計（保険事業勘定）繰出金は、令和６年度決算の確定に伴う減額を行うものであります。

第６款 農林水産業費の水路等整備保全に要する経費は、本年６月の大雨により被災した水路のうち、国庫補助対象外となる３地区について、「緊急自然災害防止対策事業債」を活用した緊急整備を実施するため、不足する工事請負費を増額するものであります。

第１１款 災害復旧費の災害復旧に要する経費は、今後の大雨等による災害復旧に備えるため、工事請負費を増額するものであります。

以上の経費の主な財源として、国庫支出金、繰越金、市債を充てております。

なお、本年８月５日付で「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の交付決定を受けたことに伴い、歳入予算に計上し、財源の組替えを併せて行っております。

繰越明許費補正は、設備仕様の変更等による工期延長が生じた水路等整備事業ほか１件について、年度内に完了しないことが見込まれるため、翌年度に繰り越すものであります。

債務負担行為補正は、令和８年度からの受託事業者を選定する必要がある外国語指導助手配置事業であります。

地方債補正は、被災水路の緊急整備を実施することに伴い、緊急自然災害防止対策事業の限度額を引き上げるものであります。

議案第５０号 令和７年度筑後市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第１号）について申し上げます。

今回の補正は、６，１８２万８千円を増額し、歳入歳出予算の総額を４７億１，３７０万８千円とするものであります。

歳出予算について申し上げます。

第５款 基金積立金の介護給付費中期財政調整基金積立金は、令和６年度決算に伴う剰余金を基金に積み立てるものであ

ります。

第 7 款 諸支出金の国県支出金等返還金は、令和 6 年度介護給付費などの確定に伴う国及び県負担金返還のため、増額するものであります。

以上の経費の主な財源として、繰越金を充てております。

議案第 5 1 号 令和 6 年度筑後市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第 5 7 号 令和 6 年度筑後市地方独立行政法人筑後市立病院貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてまでは、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、監査委員の意見及び同条第 5 項に規定する主要な施策の成果を説明する書類を付して認定をお願いするものであります。

議案第 5 8 号 令和 6 年度筑後市水道事業会計剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年度末未処分利益剰余金を処分するもので、減債積立金 2, 3 2 9 万 5, 6 0 4 円、建設改良積立金 9, 7 3 9 万 2, 4 3 0 円とするものであります。

また、同会計の決算の認定につきましては、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、監査委員の意見を付して認定をお願いするものであります。

議案第 5 9 号 令和 6 年度筑後市下水道事業会計剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年度末未処分利益剰余金を処分するもので、資本的収支不足額の補填財源 1 億 1, 0 7 5 万 6, 0 9 1 円、減債積立金 5, 5 2 8 万 3, 2 6 6 円とするものであります。

また、同会計の決算の認定につきましては、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、監査委員の意見を付して認定をお願いするものであります。

議案第 6 0 号 財産の取得につきましては、筑後市消防署に配備する高規格救急自動車一式の取得について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産

の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第61号 市道路線の廃止及び認定につきましては、県の道路整備に伴い、現地との整合を図るため、現路線を廃止し新規路線として認定するもののほか、都市計画法に基づく開発行為に伴い、新たに整備された1路線を新規認定するものであります。

議案第62号 損害賠償の額を定めることにつきましては、筑後北中学校体育館西側において、協働活動サポーターが草刈り機を使って除草作業を行っていたところ、飛散した石により駐車中の乗用車を損傷させたもので、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

報告第8号 令和6年度筑後市国民健康保険高額療養資金貸付基金の運用状況について、及び報告第9号 令和6年度筑後市介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金の運用状況につきましては、地方自治法第241条第5項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものであります。

報告第10号 令和6年度健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものであります。

報告第11号 令和6年度資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものであります。

報告第12号 筑後市土地開発公社の経営状況について、報告第13号 筑後市文化振興公社の経営状況について、及び報告第14号 地方独立行政法人筑後市立病院の経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和6年度の経営状況を報告するものであります。

報告第15号 地方独立行政法人筑後市立病院の業務実績

に関する評価結果につきましては、地方独立行政法人法第28条第5項の規定に基づき、令和6年度の評価結果を報告するものであります。

報告第16号 令和6年度筑後市一般会計継続費精算報告書の報告につきましては、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、再編新設小学校整備事業の継続費の精算について報告するものであります。

以上が議案の概要であります。慎重ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。